

別紙

諮問第1758号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表2に掲げる本件不開示情報3については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2023年8月に行われた総会（労働委員会規則（昭和24年8月4日中央労働委員会規則第1号）4条1項）（東京都労働委員会）の議事の内容（要約された内容も含む。）が記された一切のもの」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都労働委員会が令和6年1月11日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から6までを特定し、条例7条2号、3号、5号及び6号に該当する部分を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月26日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年4月22日（第256回第一部会）及び同年5月20日（第257回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 東京都労働委員会の機能について

東京都労働委員会は、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）
19条の12及び地方自治法（昭和22年法律第67号）180条の5に基づいて設置された行
政委員会であり、公平な立場の第三者として労使間の紛争処理を行うことにより、
労働基本権の保護と労使関係の安定、正常化を図ることを目的としている。

労働委員会の会議には、委員全員で行う総会と、公益委員のみで行う公益委員会
議があり、合議制をとっている。総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三
者で構成され、労働委員会の業務運営方針に関する事項、調停及び仲裁の開始、あ
つせん員候補者の委嘱及び解任等、労働委員会の運営に関する重要な事項を決定し
ている。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、対象公文書の特定について異議を述べると
ともに、本件一部開示決定のうち別表2に掲げる本件不開示情報1から3までの開
示を求めていることから、審査会は、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件不開
示情報1から3までの不開示妥当性について判断する。

ウ 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求に係る公文書として、真に公
文書の特定が適切になされたか再チェックが必要であるとして、本件対象公文書の
特定について異議を述べている。

これに対し、実施機関は、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。
以下「規則」という。）15条により、会議の議事についてはそのたびごとに議事録を
作成することとなっており、第1914回総会については、同議事録（令和5年8月1
日）に記載のとおり、同総会で配付した資料は、「1 総会日程」、「2 総会資料」、「3
委員別・担当事件数（2023年8月1日）」及び「4 第1913回総会議事録」のみであり、

それ以外に作成した文書は存在しないと説明する。同様に第1915回総会についても、同議事録（令和5年8月22日）に記載のとおり、同総会で配付した資料は、「1 総会日程」、「2 総会資料」、「3 『未来型オフィス』移行後のレイアウトの概要について」及び「4 第1914回総会議事録」のみであり、それ以外に作成した文書は存在しないと説明する。

この点について審査会で確認したところ、本件対象公文書は、総会の議事内容が記録された議事録及び総会での配付資料であることが認められるとともに、議事録以外に速記録、議事要旨等のその他の文書は存在しないことが認められた。

以上のことから、本件開示請求の対象となる公文書は別表1に掲げる本件対象公文書であるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、特定された対象公文書の他に文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関による対象公文書の特定は、妥当である。

エ 本件不開示情報1から3までの不開示妥当性について

（ア）本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、第1915回総会議事録のうち、報告事項として記載された、終結した資格審査事件名の一部（労働組合の名称）であり、実施機関は条例7条3号及び6号に該当するとして不開示としている。

審査請求人は、本件不開示情報1が公となったとしても、その労働組合が行った事件が終結したことと、その概要が分かるにすぎず、労働組合の社会的地位が損なわれるとは考えられないと主張する。そこで、本件不開示情報1の不開示妥当性について、検討する。

a 条例7条3号該当性について

実施機関は、以下のとおり説明する。

通常、資格審査事件は、労働組合の名称が事件名となるところ、これを公にすることにより、当該労働組合が不当労働行為の救済の申立てを行おうとしていることや、法人登記を行おうとしているといった活動状況が明らかとなるなどして労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められ

る。また、企業内労働組合の場合にあっては、労働組合名に会社等の名称が含まれており、資格審査事件名を開示することで被申立人である会社等の名称が推測され、会社等の採用活動等に支障を生じることから、条例 7 条 3 号に該当する。

審査会が見分したところ、資格審査は、労働組合が不当労働行為の救済を申し立てるときや、法人として登記をするために必要な証明書の交付を受けるときなどに、その労働組合が自主的かつ民主的に組織・運営されているかなどを労働委員会が審査するものである。そのため、実施機関が説明するとおり、資格審査事件名には通常労働組合の名称が付されるところ、これが公にされると当該労働組合が不当労働行為救済申立てや、法人登記を行おうとしているといった労働組合の活動状況等が明らかとなることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

また、企業内労働組合の場合にあっては、労働組合名から不当労働行為救済被申立人である企業等の名称が推測され、当該法人等で労働条件や待遇を巡る労使紛争が生じていることが明らかとなる。これにより、当該法人等の否定的な評判等が拡散されることとなると、企業価値や信用の低下を招き、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

よって、本件不開示情報 1 は条例 7 条 3 号に該当する。

b 条例 7 条 6 号該当性について

実施機関は、公正な第三者として紛争処理が求められる労働委員会が、前記 a で述べたように労働組合の活動状況等に関する情報を開示すると、労働委員会と労働組合や会社等との信頼関係が大きく損なわれ、他の事件又は今後係属する事件にとっても解決の大きな妨げとなり、事業の適正な遂行に大きな支障が生じると認められ、条例 7 条 6 号に該当すると説明する。

審査会が検討したところ、実施機関は、労働組合と使用者との間で生じた紛争を、迅速かつ円満に解決するため設置された機関であるところ、労働組合や使用者の活動状況等に関する情報を公にすることにより、労働組合や使用者の活動に支障が生じ、実施機関に対する労働組合や使用者の信頼が損なわれ、実

施機関への情報提供に消極的になるおそれがあることから、今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。

よって、本件不開示情報１は条例７条６号に該当する。

以上のことから、本件不開示情報１は条例７条３号及び同条６号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報２について

本件不開示情報２は、第1914回総会資料のうち、総会日程の次回総会の開催場所を記載した部分であり、審査請求人は、本件不開示情報２について、その場所が誰でも容易に妨害を行おうとすれば行えるような場所であって、かつ、現存している場所に該当するのであれば、総会の適正な運営に支障を及ぼすといえるが、そのような場所ではない場合、総会の適正な運営に支障を及ぼすとは考えられないと主張する。

実施機関は、この点について、総会の開催日程は、規則及び東京都労働委員会の総会等に関する規則（平成17年東京都労働委員会規則第１号）により、毎月第一及び第三火曜日とし、その日が休日のときは、翌週の火曜日となっていること、また、総会は月２回、年間24回開催する必要がある、総会の出席者が多数であることから、事前申請により同一の会議室を貸与されて使用していること、さらに、入庁手続を行えば、誰でも到達できる場所に会議室が存在することを理由として、次回総会場所を開示すると、議事内容の漏洩、当事者による議事への介入等により総会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例７条６号に該当すると説明する。

審査会が検討したところ、総会を含む労働委員会の会議は、法21条により、「公益上必要があると認めたときは、その会議を公開することができる。」と規定されており、原則非公開となっている。これは、会議の公正円滑な運営を確保すること及び当事者の秘密が洩れることを防止すること等の配慮であるとされている。さらに、総会の開催日程が決まっていること、開催場所については特定の会議室を使用していること、そしてその場所が入庁手続を行えば誰でも到達できる場所に存在することからすると、次回総会場所を公にすることにより、議事内容の漏

洩、当事者による議事への介入等のおそれがあり、会議の公正円滑な運営を確保すべき総会運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、条例7条6号に該当する。

よって、本件不開示情報2は不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報3について

本件不開示情報3は、第1914回総会第1822回公益委員会会議の添付資料「委員別・担当事件数」のうち、各委員の担当する事件数を記載した部分であり、審査請求人は、委員ごとの担当事件数が公になると、どのようにして、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということになるのか、常識に照らしても分からないことであり、説明が尽くされていないと述べ、真に事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということでなければ、開示されなければならないと主張する。

これに対し、実施機関は、当該情報を公にすると今後、事件に即した適切な委員の選任や参与を求めることができないなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号に該当すると説明する。さらに、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、委員の選任等は、案件の内容や事件当事者との関係性などの諸事情を考慮して柔軟に行われるため、委員の担当事件数には、ばらつきが生じることがあるところ、ばらつきが明らかになれば、それを理由に委員の選任等について関係者等から干渉され、今後、柔軟な選任等ができなくなるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

審査会が見分したところ、規則及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）には、審査委員は会長が選任できること、労働者委員及び使用者委員は審査委員が参与を求めることができること、あつせん員は会長が指名しなければならないことなどが規定されている。委員の選任等は、案件の内容や当事者との関係性などの諸事情を考慮して柔軟に行われるという実施機関の説明は首肯できるものであり、その結果、委員により担当事件数にばらつきが生じることが十分に想定されることである。しかしながら、そのばらつきを理由に関係者等からの干渉があったとしても、これにより、柔軟な選任等が困難となり、実施機関の事業の適正な

遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例7条6号に該当しない。

よって、本件不開示情報3は開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件一部開示決定

本件対象公文書		不開示情報	不開示理由 (条例7条)
1	第1914回総会議事録	場所	6号
		1 報告事項	
		(1) 新受付事件	
		あっせん事件名、不当労働行為事件名 資格審査事件名	3号、6号
		(2) 終結事件	
		あっせん事件名、不当労働行為事件名 資格審査事件名	3号、6号
		(3) その他	
2	第1915回総会議事録	再審査事件の終結の一部	3号、6号
		2 公益委員会議決定事項等の報告	
		(1) 審査の実効確保の措置申立てについて	3号、5号、6号
		場所	6号
		1 報告事項	
		(1) 新受付事件	
		あっせん事件名、不当労働行為事件名 資格審査事件名の一部	3号、6号
		(2) 終結事件	
		あっせん事件名、不当労働行為事件名の一部 資格審査事件名の一部	3号、6号
		(3) その他	
		再審査事件に係る行政訴訟の提起の一部 行政訴訟の終結の一部	2号、3号、6号

		2 公益委員会議決定事項等の報告	
		(1) 資格審査	
		事件名の一部	3号、5号、6号
		(2) 公益委員忌避申立てについて	
		事件名	3号、6号
		(3) 行政訴訟（判決・決定等）について（報告）の一部	2号、3号、6号
		(4) 合議	
		事件名	3号、5号、6号
	3 第1914回総会 日程	次回総会のうち、開催場所	6号
	4 第1915回総会 日程	次回総会のうち、開催場所	6号
5	第1914回総会 第1822回公益 委員会議資料、同添付資料	1 新受付事件	
		(1) あっせん	
		事件名、申請者、被申請者、参考事項の一部 調整事項	3号、6号
		摘要	2号、3号、6号
		(2) 不当労働行為	
		事件名、申立人、被申立人、参考事項の一部	3号、6号
		請求する救済内容（要旨）、摘要（要旨）	2号、3号、6号
		(3) 資格審査	
		組合名、代表者氏名、事務所所在地の一部 申請理由の一部	3号、6号
		2 終結事件	
		(1) あっせん	
		事件名、調整事項	3号、6号
		摘要（要旨）の一部	2号、3号、6号
		(2) 不当労働行為	
		事件名	3号、6号
		請求する救済内容（要旨）、摘要（要旨）の一部	2号、3号、6号
		(3) 資格審査	
		組合名、申請理由の一部	3号、6号
		3 その他	
		(2) 再審査事件の終結の一部	
	(添付資料)	委員別・担当事件数	
		事件数合計、審査事件、調整事件	6号
		第1913回総会議事録	
		開催場所	6号
		報告事項	
		(1) 新受付事件	
		不当労働行為事件名、資格審査事件名	3号、6号

				(2) 終結事件	
				あっせん事件名、不当労働行為事件名の一部、資格審査事件名の一部	3号、6号
6	第1915回総会第1823回公益委員会議資料、同添付資料	1 新受付事件			
		(1) あっせん			
		事件名、申請者、被申請者、参考事項の一部 調整事項	3号、6号		
		摘要	2号、3号、6号		
		(2) 不当労働行為			
		事件名、申立人、被申立人、参考事項の一部	3号、6号		
		請求する救済内容（要旨）、摘要（要旨）	2号、3号、6号		
		(3) 資格審査			
		組合名、代表者氏名、事務所所在地の一部 申請理由の一部	3号、6号		
		2 終結事件			
		(1) あっせん			
		事件名、調整事項	3号、6号		
		摘要（要旨）の一部	2号、3号、6号		
		(2) 不当労働行為			
		事件名	3号、6号		
		請求する救済内容（要旨） 摘要（要旨）の一部	2号、3号、6号		
		(3) 資格審査			
		組合名、申請理由の一部	3号、6号		
		3 その他			
		(2) 再審査事件に係る行政訴訟の提起の一部 (3) 行政訴訟の終結の一部 (4) 前総会報告事項（審査の実効確保の措置申立てについて）	2号、3号、6号 3号、5号、6号		
	(添付資料)	第1914回総会議事録			
		開催場所	6号		
		1 報告事項			
		(1) 新受付事件			
		あっせん事件名、不当労働行為事件名、 資格審査事件名	3号、6号		
		(2) 終結事件			
		あっせん事件名、不当労働行為事件名 資格審査事件名	3号、6号		
		(3) その他			
		再審査事件の終結の一部	3号、6号		
		2 公益委員会議決定事項等の報告 (1) 審査の実効確保の措置申立てについて	3号、5号、6号		

別表 2 本件不開示情報

本件不開示情報 1	本件対象公文書 2 のうち以下の部分 1 報告事項 (2) 終結事件のうち、資格審査事件名の一部
本件不開示情報 2	本件対象公文書 3 のうち以下の部分 次回総会のうち開催場所
本件不開示情報 3	本件対象公文書 5 のうち以下の部分 委員別・担当事件数のうち、事件数合計、審査事件、調整事件